家庭系ごみの「一部有料化」と「戸別収集」
合言葉は、「分別・水切り・減量化～私にできる小さな一歩～」

海老名のごみ事情 vol.19

きれいに使えていますか？ごみ集積所

問環境課 ☎(235)4922　美化センター ☎(231)3366

地域の皆さんが共同で使うごみ集積所。コンクリート製や折り畳みボックスを活用したものなど形態はさまざまです。皆さんが気持ちよく利用できるよう、定期的な清掃やごみ出しルールの順守など、それぞれができることを実践しましょう。

ごみ集積所の現状

現在、市内には約3200カ所のごみ集積所があり、1カ所あたり4～20世帯が利用しています。市には、「ルール違反のごみで集積所が占拠されている」「不法投棄が多く困っている」などの相談が多く寄せられています。

そのようなごみ集積所には、次の共通点があります。

- 清掃当番や管理者がいない
- 交通量の多い道路沿いにある
- 不特定の人が利用している
- 利用世帯が多い

ごみ集積所は利用者間で維持管理

ごみ集積所の管理は利用する皆さんが行うものです。皆さんで協力して定期清掃や不法投棄対策などを行いましょう。

維持管理が困難なごみ集積所

不法投棄などが多く、適正な維持管理がされていないと市が判断したときは、環境改善のために廃止・分割・移設などを提案することがあります。その場合は、新たな候補地などを利用者間で決める必要があります。

改善例

周辺の戸建てやアパートで共同利用していたごみ集積所。排出量が多い上、交通量の多い道路に面していたため不法投棄が後を絶たない状況でした。

利用者間で協議を重ね、交通量が少ない場所やアパートの敷地内など、5カ所に分割。利用者が明確になったことで不法投棄が減少し、管理者などの協力により適正に維持管理されるようになりました。

改善後
元の場所はきれいに

改善前

5カ所に分割
交通量が少ない場所やアパートの敷地内に分割

個人とグループ それぞれができることを

ごみ集積所の乱れは不法投棄を誘発するだけでなく、悪臭・害虫の発生源になるなど生活環境に影響を与えることがあります。ごみ集積所の衛生管理は地域防犯の向上にも効果的です。1人1人がルールを守り、利用者間で管理方法を話し合うなどそれぞれができることを行いましょう。

個人ができること

- 分別の徹底
- 排出する曜日、8時30分までの排出時間の厳守
- 決められたごみ集積所の利用　など

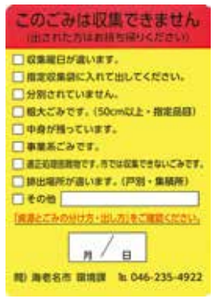

ルール違反のごみに貼るお知らせシール。貼られたごみは原則収集しません

グループができること

- 清掃当番を決定
- 「本日の収集は終了しました」の札を掛ける
- 折り畳みボックスを購入
- 飛散防止ネットの取り換えや、ペンキの塗り替えなどで外観を整備　など

主体的・自主的な維持管理を

市は、ごみ集積所の維持管理用に飛散防止ネット・不法投棄禁止の啓発看板・外国語版分別ガイドブックなどをお渡ししています。利用者の皆さんの主体的・自主的な行動と協力でごみ集積所をきれいに保ち、快適に使えるようにしましょう。ごみ集積所に関する相談などは環境課へ連絡を。

不法投棄禁止の啓発看板

事業所のごみは排出NG

事業活動で生じた廃棄物は、種類や量にかかわらず、ごみ集積所に出すことはできません。県や市の許可を受けた業者に処理を依頼し、適正に処理してください。

家庭系燃やせるごみ搬入量

（10月～6月分）

今年度	12,851.29 t
前年度	15,127.05 t
前年比	－15.0 %

市民の皆さんへのお願い

容器包装プラスチックは汚れを取って分別を

汚れは水で軽くすすいで「容器包装プラスチックの日」に排出してください。汚れがひどい物は再生できないため、「燃やせるごみの日」に排出してください。

容器・ネットが飛ばされない対策を

燃やせるごみを排出するときに使用する容器やネットなどは、風で飛ばされないよう重しやひもで固定してください。強風で道路に飛ばされると事故につながることがあります。

ペットボトルやれんがなどを重しに

「海老名のごみ事情」は、ごみ減量化などの理解を深めるために不定期連載しているコーナーです。バックナンバーは市ホームページをご覧ください。

「広報えびな」バックナンバーページ▶

「広報えびな」の共通マークとルール

日日時・日にち　期期間　時時間　場場所　対対象　定定員　内内容　講講師　費費用　持持ち物　他その他　任任期
条条件　主主催　E Eメール　HP ホームページ　問問い合わせ　申申し込み　予予約制　祝除祝日を除く　休休み
高齢者対象の教室など
えびな健康マイレージ2020対象

市外局番…省略しているものはすべて「046」です
市○○○課への郵送…「○○○課へ」とあるものは「〒243-0492勝瀬175-1海老名市○○○課行」と記入してください
市役所開庁時間…省略している場合は原則「平日8時30分～17時15分」

新型コロナウイルス感染防止のため、本誌掲載のイベント・講座などは、変更・中止する場合があります。